



2011年9月28日

社団法人衛星放送協会
スカパーJSAT株式会社

台風15号の被害による被災者への9月の視聴料等の免除について

台風15号の被害により、被災されました皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。

CS衛星放送事業に関わる88社が組織する社団法人衛星放送協会（事務局：東京都港区、会長：和崎 信哉）とスカパーJSAT株式会社（本社：東京都港区、代表取締役 執行役員社長：高田 真治）は、台風15号の被害により、災害救助法が適用された青森県三戸郡南部町において「スカパー！」及び「スカパー！e2」を契約されているお客様を対象に、お申し出により被災状況によって視聴が困難と認められた場合、9月の視聴料等を免除することを決定しましたのでお知らせします。

記

1. 免除対象地域

【青森県】

- ・三戸郡南部町（さんのへぐん なんぶちょう）

2. 免除となる料金の内訳

月額基本料、視聴料（スカパー！及びスカパー！e2の月額視聴料、PPV視聴料を含みます。また、金額はお客様の視聴契約内容によって異なります。）、月刊ガイド誌料

3. お客様からのお問い合わせ先

ご相談専用ダイヤル

TEL：0120-085-550（10:00～20:00、無休）